鞍手町における障害を理由とする差別の解 消の推進に関する対応要領に係る留意事項

(不当な差別的取扱いの基本的な考え方)

第1 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯等を制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けること等により、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(正当な理由の判断の視点)

第2 正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する等の取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。本町においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等)及び本町の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

(不当な差別的取扱いの具体例)

第3 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

《不当な差別的取扱いに当たり得る具体例》

(1) 障害を理由に窓口対応を拒否する。

- (2) 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- (3) 障害を理由にイベント、講演会等への出席を拒む。
- (4) 障害理由に来庁の際や行事への参加等において、特に必要ではないにもかかわらず、 付き添い者の同行を必ず求める等の条件を付けたりする。
- (5) 車椅子や白杖等を使用している人、補助犬を連れている人等の入室、入館を拒否する。または、付き添い者の同行を拒んだりする。
- (6) 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。

(合理的配慮の基本的な考え方)

第4 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、「合理的 配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、 又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合 において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」 と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は 事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要とし ている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、 障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合 理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起 因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのい わゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害すること とならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するため の必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、本町の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて 異なり、多様性かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏ま え、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考 え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解 を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的 配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配 慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要

としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図等、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者がコミュニケーションを支援する者を伴っていない場合等、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかける等、自主的な取組に努めることが必要である。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 本町がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めるものとする。

(過重な負担の基本的な考え方)

第5 過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈する等して法の 趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に 応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

- (1) 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容等を損なうか否か)
- (2) 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上等の制約)
- (3) 費用・負担の程度

(合理的配慮の具体例)

第6 第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、以下のようなものがある。

なお、以下に記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを 前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけ に限られるものではないことに留意する必要がある。 《合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例》

- (1) 段差がある等、障害者が不便を感じるような箇所については、職員が積極的に介助を行う。
- (2) 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置をわかりやすく伝える。
- (3) 視覚障害者に対して誘導(付き添い)を行う。
- (4) 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・ 左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- (5) 障害の特性により、頻回に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。また、会議等において、障害の特性に応じた座席の配置等に努める。
- (6) 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難な場合には、当該障害者に事情を説明した上で、対応窓口の近くに長椅子を移動させて 臨時の休憩スペースを設ける等する。
- (7) 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

《合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例》

- (1) 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、手書き文字(手のひらに文字を書いて伝える方法)、身振りサイン、等のコミュニケーション手段を用いる。
- (2) 資料を作成する際は、必要に応じルビを付け、文節の切れ目ごとに余白を設ける等する。
- (3) 駐車場等で通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- (4) 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で 伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- (5) 比喩表現等が苦手な障害者等に対し、比喩や暗喩、二重否定表現等を用いずに説明する。
- (6) 障害者やコミュニケーションを支援する者から申し出があった際に、2つ以上のことを同時に説明することは避け、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語や専門用語の使用は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間ではなく、午前・午後で表記する等の配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。また、紙等に書いて伝達したり、書面で示す場合には、ルビを付与した文字を用いたり、極力平仮名を用いたり、分かち書き(文を書くとき、語と語の間に空白を置く書き方)を行ったりする。
- (7) パニック状態になったときは、刺激しないように、また危険がないように配慮し、 周りの人にも理解を求めながら、落ち着くまでしばらく見守る。また、パニック状態の 障害者へ落ち着ける場所を提供する。
- ※ なお、必要な配慮は、障害の態様や状況によって異なることに留意する。 《ルール・慣行の柔軟な変更の具体例》
- (1) 順番を待つことが困難な場合には、周囲の者の理解を得た上で、可能であれば手続

き順を入れ替える。また、立って列に並んでいる場合等、要望に応じて当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。その際には、周囲の者との不公平が生じないよう番号札の配布等、必要な対応をする。

- (2) スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- (3) 役場及び各施設の敷地内において、車両乗降場所を施設出入り口に近い場所へ変更する。
- (4) 役場及び各施設の敷地内の駐車場等において、障害者の来訪が多数見込まれる場合、 通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- (5) 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等がある場合、当該障害者の希望を確認し、施設の状況に応じて別室を準備する。
- (6) 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。